

**高浜市公共施設照明器具 LED 化賃貸借事業
に係る公募型プロポーザル実施要領**

令和 8 年 6 月

高浜市役所 総務部 財務グループ

1 目的

一般照明用蛍光ランプが令和9年12月末までに製造・輸出入禁止となり、公共施設において計画的な交換を行う必要がある。

また、地球温暖化対策として二酸化炭素をはじめとする温室効果ガス削減に取り組むとともに、エネルギー価格が高騰している昨今の情勢のもと、電力需要の縮減による財政負担の軽減を図る必要がある。

そこで、経費削減による財政負担の軽減及び平準化を目的として、既存公共施設の照明器具を賃貸借方式（リース方式）によりLED照明器具に更新するにあたり、調査、設計、施工、賃貸借及び維持管理の一括提案を受け、優れたノウハウ、技術力及び経験を有する本市に最も適した事業者を選定するため、公募型プロポーザルを実施する。

2 事業概要

(1) 事業名

高浜市公共施設照明器具LED化賃貸借事業

(2) 事業内容

別添「高浜市公共施設照明器具LED化賃貸借事業仕様書」のとおり

(3) 対象施設

別紙1「対象施設一覧」のとおり

(4) 照明器具の種別及び数量

別紙2「既存照明・提案LED照明一覧表及び省エネ試算表」のとおり

※別紙2「既存照明・提案LED照明一覧表及び省エネ試算表」については、参加資格があると認められた者に別途配布する。なお、本市の都合により、照明器具の種別及び数量の変更を行う可能性があるため留意すること。ただし、「(7) 提案上限額」で示す全対象施設の賃貸借料の総額の上限額（税込）を超えることはない。

(5) 契約方式

賃貸借契約 10年（120か月）

(6) 賃貸借期間

ア 賃貸借開始日 令和10年1月1日

イ 賃貸借終了日 令和19年12月31日

※ 各施設の施工及び賃貸借契約開始スケジュールは、別紙3「事業スケジュール」に記載の時期を目安に、本市との協議により決定することとする。

(7) 提案上限額（消費税及び地方消費税を含む。）

全対象施設の事業費総額 258,080,000円

※1 提案上限額は、契約金額の上限を示すものであり、本市がこの金額で契約することを約束するものではありません。

※2 消費税及び地方消費税の税率については、現行の標準税率（10%）で計算するものとし、契約期間中に税制改正が行われた場合は、関係法令に基づき、その都度、協議により決定するものとする。

(8) 事務局

高浜市役所総務部財務グループ

〒444-1398 愛知県高浜市青木町四丁目1番地2

メール zaimu@city.takahama.lg.jp

電話 0566-95-9509（直通）

3 参加資格要件

(1) 本プロポーザルに参加することができる者は、リース事業者を含めた複数企業の共同体（以下「共同体」という。）とし、本プロポーザルへの参加申込時に全構成員を明らかにして、本事業に係る連帯責任を負うものとする。また、各構成員が以下の役割を分担するものとする。

ア リース役割 契約等諸手続きを行い、事業遂行全般の責を負う事業者

イ 調査設計役割 調査及び設計業務を実施する事業者

ウ 施工役割 工事に関する業務をすべて実施する事業者

※1 上記アからウまで以外の本事業に必要とされる事業者がいる場合は、構成員に含めることができる。

※2 共同体の代表者は、リース役割を担う事業者（以下「代表者」という。）とする。

※3 上記イ及びウの役割は、1者ではなく、複数社での構成も可とする。

(2) 代表者は、令和8・9年度高浜市入札参加資格者名簿において、「リース・レンタル」に登録された事業者であること。

(3) 代表者は、過去3年間（令和5年4月1日から参加表明書の提出日までをいう。）に、国又は地方公共団体が発注した本事業と同種の公共施設照明器具LED化賃貸借事業についての実績を有すること。

(4) 施工役割の事業者は、令和8・9年度高浜市入札参加資格者名簿において、「電気工事」に登録された事業者で、愛知県内に本店又は営業所を置き、かつ電気工事業において特定建設業の許可を取得していること。

(5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当し

ない者であること。

- (6) 参加表明書の提出日において、代表者、施工役割及び調査設計役割の事業者が、高浜市の競争入札における指名停止措置を受けていない者であること。
- (7) 会社法（平成17年法律第86号）第511条の規定による特別清算開始の申立てがなされていない者であること（会社の整理終結の決定がなされた場合を除く。）。
- (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続き開始の申立てをしていない者又は申立てがなされていない者であること（再生計画認可の決定がなされた場合を除く。）。
- (9) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条による破産手続き開始の申立て（同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）第132条又は第133条による破産の申立てを含む。）がなされていない者であること（破産者で復権を得た場合を除く。）。
- (10) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続き開始の申立てをしていない者又は申立てがなされていない者であること（再生計画認可の決定がなされた場合を除く。）。
- (11) 高浜市暴力団排除条例（平成24年条例第4号）第2条第1号又は第2号の規定に該当しない者であること。
- (12) 国税及び地方税を滞納していない者であること。

4 スケジュール

内 容	日 時 等
プロポーザル実施公告 実施要領・仕様書 公表開始 参加表明書・質問書 受付開始	令和8年6月15日（月） ※実施要領・仕様書・様式等は、高浜市公式 ホームページ上に掲載する。
質問書受付期限	令和8年6月22日（月）午後3時必着
質問書回答期限	令和8年6月29日（月）まで
参加表明書等の提出期限	令和8年7月6日（月）午後3時必着
参加資格決定通知	参加表明書提出後1週間以内
企画提案書等の提出期限	令和8年8月7日（金）午後3時必着
企画提案会（プレゼンテーション審査）※開催1週間前までに全参加事業者へ通知	令和8年8月20日（木）・ 令和8年8月21日（金）
審査結果公表・通知	企画提案会実施後1週間以内

※本市都合により日程変更がある場合はすべての参加事業者へ連絡する。

5 事業者選定の流れ

(1) 参加者の要件

本事業のプロポーザルへの参加者は、「3 参加資格要件」を満たす者とする。

(2) 参加資格要件の確認及び企画提案要請

参加表明した者の参加資格要件を確認し、参加資格決定を通知する。参加資格が決定した者は、企画提案書等を提出する。

(3) 優先交渉権者の選定

高浜市公共施設照明器具LED化賃貸借事業優先交渉権者選定委員会（以下「委員会」という。）により、企画提案内容を審査し、優先交渉権者1者及び次点者1者を選定する。

(4) 基本協定書の締結

本市及び優先交渉権者は、賃貸借計画の締結に向けた詳細協議を実施するため、基本協定書を締結する。

(5) 詳細協議

優先交渉権者は、現地調査を実施し、契約の諸条件等について詳細協議を進めるものとする。詳細については、「16 契約に関する事項」を参照すること。

6 実施要領、仕様書等の公表

(1) 公表開始日

令和8年6月15日（月）から

(2) 公表方法

実施要領、仕様書等は、高浜市公式ホームページから必要に応じてダウンロードすること。（<https://www.city.takahama.lg.jp>）

7 質問書の提出

本事業のプロポーザルに関する質問の受付は次のとおりとする。なお、審査及び評価に関する質問並びに回答に対する再質問は一切受け付けない。

(1) 質問受付期限

令和8年6月22日（月）午後5時必着

(2) 質問方法

本プロポーザルに関して質問がある場合は、2(8)に記載した事務局へ電子メールにて質問書（様式第1）を送付すること。メール送付後に、電話にて到達確認を行うこと。

なお、件名を「高浜市LED化賃貸借事業プロポーザルに関する質問【事業者

名]とし、電話・口頭等による質問への個別対応は行わない。

8 質問書への回答

(1) 質問回答期限及び回答方法

質問に対する回答は、質問者の名称等を伏せて令和8年6月29日（月）までに高浜市公式ホームページに公表する。

(2) 質問回答の取扱い

質問に対する回答内容は、本要領、仕様書等の追加又は修正として取扱う。

9 参加表明書の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次に定めるところにより参加表明書等を作成し、提出すること。

(1) 提出先

高浜市役所総務部財務グループ

(2) 提出期限

令和8年7月6日（月）午後5時まで（必着）

(3) 提出書類

特に記載のないものは、任意の様式とする。

ア 参加表明書（様式第2）

代表者にて参加表明書を提出すること。

イ 共同体構成表（様式第3）

参加希望者の構成員すべてを明らかにし、各々の役割分担を明記する。

ウ 委任状（様式第4）

本事業における事務手続き等の権限に関して、参加希望者の各構成員から代表者への委任状を提出すること。

エ 会社概要書（様式第5）

会社概要には、本社所在地、代表者職氏名、設立年月日、従業員数（うち技術者数）、資本金、支社名、事業概要等について具体的に記載し、構成員ごとに提出すること。

オ 事業実績調書（様式第6）

構成員ごとに、同種事業の受注実績を記載し、提出すること。

なお、同種事業とは公共施設照明器具LED化賃貸借事業のことをいう。

ただし、施工役割の事業者は電気工事の事業の受注実績を記載すること。

また、受注実績を確認するため、受注者であることが証明できる文書及び事

業の内容がわかる文書の写しを添付すること。例えば、契約書等の写しであれば、契約内容が確認できる部分のみを添付すること。

(4) 提出方法

持参又は郵送で提出すること。提出期限内必着とする。

郵送で提出する場合は、郵便事故等については提出者のリスク負担とする。また、提出期限までに送付物の到着確認を電話により行うこと。

(5) 留意事項

ア 参加表明書の提出をもって、本要領記載内容を承諾したものとみなす。

イ 応募者の構成員は、他の応募者の構成員となることはできない。

ウ 参加表明書提出後は、応募者の構成員を変更することはできない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合、市と協議を行い、市が認めたときはこの限りではない。

10 参加資格決定通知の送付

本市は、参加表明書等を提出した事業者に対し、その内容を審査し、参加表明書等提出後1週間以内に参加資格決定通知書を代表者に電子メールにより通知する。

(1) 審査基準

参加事業者からの提出書類により審査を実施する。

(2) 「既存照明・提案LED照明一覧表及び省エネ試算表」の配布

参加資格が決定した者には、「既存照明・提案LED照明一覧表及び省エネ試算表（別紙2）」を配布する。

(3) 留意事項

ア 本事業に関係ないとみなされた資格、類似事業及び導入実績については、審査の対象としない。

イ 提出書類に不備があった場合には、失格とする。

ウ 審査結果は、すべての参加事業者にメールにより通知する。

11 参加表明後の辞退

参加表明書提出後に参加を取りやめる場合は、参加辞退届（様式第7）を事務局に提出すること。提出は、持参又は郵送で受け付ける。

参加表明後の辞退は自由であり、辞退したとしても以後不利益な扱いは行わない。

12 企画提案書等の提出

本市が参加要件を有すると判断し、参加資格決定通知書を受領した事業者については、次に定めるところにより企画提案書を作成し、提出するものとする。

(1) 提出先

高浜市役所総務部財務グループ

(2) 提出期限

令和8年8月7日(金)午後3時まで(必着)

(3) 提出書類

ア 企画提案書提出届(様式第8)

イ 企画提案書(表紙)(様式第9)

ウ 企画提案書(本編)(任意様式)

エ 既存照明・提案LED照明一覧表及び省エネ試算表(別紙2)

オ 見積書(様式第10)

カ リース費内訳明細書(任意様式)

現地詳細調査後の費用増減を決めるため、諸経費等を施設ごとに按分し、各施設の使用機器ごとの製品代及び施工費について内訳明細を記載すること。

キ 機器仕様明細書(任意様式)

(4) 企画提案書の作成方法

ア 別添の高浜市公共施設照明器具 LED 化賃貸借事業仕様書に基づき作成すること。

イ 企画提案書(表紙)には、様式第9を使用すること。

ウ 企画提案書(本編)は、任意様式とし、20ページ以内、A4判(縦・両面印刷)で作成し、ページ番号を付すこと。A3版の図版がある場合は、横向き・片面印刷でA4判に織り込むこと。

エ 図表等を除き、文字サイズは12ポイント以上とすること。

オ 企画提案書(本編)は、次の内容を記載すること。

(ア) 事業計画等

a 事業者の役割

各役割の会社概要及び業務担当者等の情報を記載すること。

b 事業スケジュール、施工方法及び作業時間等

「事業スケジュール(別紙3)」を参考に現地調査、詳細協議、契約締結、施工及び賃貸借開始等の一連の工程内容を記載すること。また、施工方法や作業時間等について配慮又は工夫する点を記載すること。

c 地元事業者の活用

市内企業育成の観点から、地元事業者の活用について記載すること。なお、地元事業者とは、高浜市入札参加資格者名簿に登録された市

内に本店又は支店（営業所）を置く電気工事会社とする。

(イ) 環境対策・省エネ効果

「既存照明・提案LED照明一覧表及び省エネ試算表（別紙2）」に記載の条件において、省エネ効果（賃貸借期間10年間の消耗品費削減額、電気使用料金削減額、電力量削減量、排出二酸化炭素削減量など）について記載すること。

(ウ) 使用機器選定基準

施設や器具種類等ごとに、どのような基準で機器を選定するか記載すること。

また、照明器具の機能について、施設の日常の使用目的や保全管理を考慮した有益性のある提案を記載すること。

(エ) 物品保守

a 保証内容

保証される対象、期間及び内容並びに保証対象外となる事由等について記載すること。

b 維持管理・保守の実施体制

不具合時の対応体制について記載すること。

(オ) リース費用

ひと月あたりの賃貸借料及び賃貸借期間の支払総額を記載すること

(カ) その他

a 上記(ア)から(エ)までの他に、本事業に必要であると思われる仕様又は本市・本市職員の事業遂行にメリットがあると思われる仕様があれば、積極的に提案し、記載すること。ただし、これに係る費用は提出する見積額に含むものとする。

b 使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は、日本国通貨、日本の標準時及び計量法に定める単位とする。

c 金額は、全て税込表示とすること。

d 税率は、10%で計算すること。

(5) 企画提案書の提出方法

ア 各部すべての書類を紙製ファイルに綴じること。

イ 正本を1部、正本を複写した副本を12部提出すること。なお、正本には鑑文として企画提案書提出届（様式第8）の原本を添付するとともに、副本にはその写しを添付すること。

ウ 正本の企画提案書提出届及び企画提案書（表紙）には、代表者印を押印する

こと。

エ 提出する書類の電子データを記録した CD、DVD 等の電子媒体を正・副各 1 枚提出すること。

オ 持参又は郵送で提出すること。提出期限内必着とする。

郵送で提出する場合は、郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

また、提出期限までに送付物の到着確認を電話により行うこと。

(6) 留意事項

ア 複数提案の禁止

提案者は、1つの企画提案しか行うことができない。

13 企画提案会（プレゼンテーション審査）

本要領及び仕様書等に基づき提出された企画提案書の提出後、以下のとおり企画提案（プレゼンテーション）及び質疑応答を行う。

(1) 開催日

令和 8 年 8 月 20 日（木）又は令和 8 年 8 月 21 日（金）

時間等の詳細な日程は、開催 1 週間前までにメールにて通知する。

(2) 開催場所

高浜市役所本庁舎

会場 1 階多目的会議室

控室 2 階会議室

(3) 企画提案会は、委員会の委員、事務局職員により非公開で実施する。

(4) 審査の順番等は、開催 1 週間前までに通知する。

(5) 出席者は、主となる説明者を含め 5 名以内とする。ただし、本事業に携わる者を最低 1 名含めること。

(6) 1 者につき 20 分以内のプレゼンテーションを行い、その後に委員会委員による質疑を 10 分程度行う。なお、準備や片づけを含め、40 分を超えることはできない。

(7) 留意事項

ア 説明は、提出書類に記載された内容に限るものとし、説明用のスライドを除く追加資料の持込は控えること。

イ 質疑に対する応答は、企画提案会内で応答し、持ち帰りはしないようにすること。

ウ 大画面モニター、接続コード（HDMI 端子）及び電源タップは事務局が用意するが、ノートパソコン等のその他機器については、必要に応じて各参加事業者が用意すること。

エ 提案（プレゼンテーション）については、参加事業者が提出した企画提案書の内容を用いて行うこととし、新たな内容の資料提示は認めない。

14 委員会

委員会に属する委員には、参加資格審査、企画提案会及びその審査に参加し、本事業について適切に審査を行える者を選定する。

15 優先交渉権者の選定

優先交渉権者の選定は、以下のとおり行う。

- (1) 本プロポーザルは、委員会によって優先交渉権者及び次点者を選定する。
- (2) 委員会は、別表第1「評価基準」記載の評価項目について、提出された企画提案書、提案価格、企画提案会のプレゼンテーション及び質疑応答の内容を公平かつ客観的に評価し採点を行い、実施する。よって、企画提案会に参加しない場合は、審査の対象としない。
- (3) 企画提案会後の委員会にて、各委員の「評価基準」の点数の合計が高い者から順位をつけ、第1位と判定した委員を多く獲得した者を優先交渉権者、2番目に多く獲得した者を次点者とする。ただし、点数の合計の6割を最低基準とし、最低基準点に満たない場合は、優先交渉権者及び次点者として選定しない。
- (4) 第1位と採点した委員が同数である場合は、その者のうち第2位をより多く獲得した者を優先交渉権者とする。第1位の数及び第2位の数が同数であった場合、各選定委員の合計点を集計した点数が高い者を優先交渉権者とする。
- (5) 第1位及び第2位の数が同数並びに各選定委員の合計点が同点である場合は、「見積額」の低い者を上位とする。ただし、「見積額」も同一の場合は、委員会の採決により選定する。
- (6) 各個別の項目において、必須条件が満たせない又は評価すべきものがない等、著しく低い点数がある場合は、優先交渉権者及び次点者とはならないものとする。
- (7) 参加事業者が1者の場合であっても企画提案会を実施し、獲得した点数の合計が著しく低い場合又は各項目において著しく低い評価となる場合を除き、当該事業者を優先交渉権者とする。
- (8) 選定後は、速やかに優先交渉権者へ選定された旨を通知するとともに、選定されなかった参加事業者にもその旨を通知する。また、審査結果は高浜市公式ホームページに掲載し公表する。なお、選定結果に対する問い合わせ及び異議申し立てには応じられない。

16 契約に関する事項

(1) 基本協定書の締結

本プロポーザルにより優先交渉権者として選定された者と賃貸借契約の締結に向けた詳細協議を実施するため、基本協定書を締結する。ただし、優先交渉権者として選定された者が参加資格要件を満たさなくなったとき、辞退したと

き、その他契約を締結することができないやむを得ない事由により基本協定書の締結ができないときは、次点者と基本協定書を締結する。

(2) 現地調査及び詳細協議

基本協定締結者は、自己の責任と費用において、本事業に関して必要な準備行為（設計に関する打合せを含む。）を行うことができるものとし、本市は、必要かつ可能な範囲で協力するものとする。

ア 基本協定締結者は、提案した内容の賃貸借料の根拠となる内訳明細書を提出すること。この内訳明細書を用いて、調査後の増減を決めるため、諸経費等按分して、使用機器ごとの製品代、工事費の単価内訳も添付すること。また、公表するデータ「既存照明・提案LED照明一覧表及び省エネ試算表（別紙2）」は、図面を元にリスト化したデータであり、施設の現況と必ずしも一致する内容ではないことから、設置作業に先立って、記載内容と現地との整合確認のために、必ず現地調査を実施し、現況に即した内容に更新すること。

なお、現地調査を行う際は、各施設と協議し、施設運営に支障が出ないよう配慮すること。

イ 詳細協議においては、提案内容及び現地調査の結果等を踏まえ、賃貸借契約内容について、本市と協議を行うものとする。

(ア) 調査期間

別紙3事業スケジュールを参考に、工事着手前の期間にて行う。

(イ) 提出物

- a 賃貸借契約に係る見積書・施設ごとの内訳書
- b 既存照明・提案LED照明一覧表及び省エネ試算表（別紙2）
- c 施工計画書

(3) 契約の締結

ア 契約内容について、本市と協議が成立した場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約により、当該賃貸借契約を締結する。

イ 契約金額については、提案書等で提示された金額、現地調査結果及び詳細協議を基に協議により決定する。

ウ 本市と基本協定締結者の協議の結果、賃貸借契約に至らなかった場合は、同様に次点者と基本協定書を締結し、詳細協議を行うものとする。

エ 本市と事業者の責任分担は、原則として「予想されるリスクと責任分担（別表第2）」によることとする。なお、本表に該当しない事項が発生した場合には、別途協議のうえ対応するものとする。

17 失格の条件

提案者が、次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類に不備又は不足がある。
- (2) 提出書類の提出方法、提出先及び提出期限を遵守しない。
- (3) 見積額に税額を合わせた金額が本事業の提案上限額（消費税及び地方消費税を含む。）を超えている。
- (4) 提案内容が仕様書等に示された要件を満たしていない。
- (5) 虚偽の内容が記載又は提示されている。
- (6) 委員会の委員に直接、間接を問わず連絡を求めた。
- (7) 審査の公平性を害する行為が認められた。
- (8) 契約締結までの間に高浜市の競争入札における指名停止の措置を受けた。
- (9) 提案にあたり著しく信義に反する行為が認められた。
- (10) その他本実施要領に違反すると認められた場合

18 提出書類の取扱い

本プロポーザルに係る事業者から提出された資料及び媒体は、以下のとおり取り扱うものとする。

- (1) 提出された資料及び媒体は、審査の結果にかかわらず返却しない。
- (2) 提出後の資料の追加及び変更は、認めない（誤字脱字程度の軽微な修正については除く。）。ただし、本市が審査に必要と判断した場合は、追加で書類の提出を求める場合がある。
- (3) 提出書類は、本プロポーザルにおける優先交渉権者選定に係る事業のみ使用する。
- (4) 提出書類の中で、記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合及び虚偽の内容が記載されている場合、原則として提出書類を無効とし、審査の対象としない。

19 その他

(1) 開示請求への対応

提出書類について、高浜市情報公開条例（平成3年高浜市条例第48号）第6条に基づく開示請求があったときは、一般社員の氏名及び経歴、事業を営むうえで競争上又は事業運営の地位その他正当な利益を害すると認められる情報、見積の詳細な積算内容等、同条例第7条各号に規定する非開示情報を除き、原則とし

てこれを開示することとなる。非開示としてほしい情報がある場合は、あらかじめ、非開示としてほしい項目及びその理由を書面で提出すること。ただし、当該項目及び理由が同条例第7条各号に該当すると認めがたい場合は、開示することがある。

なお、本プロポーザル優先交渉権者選定前において、結果に影響が出る恐れがある情報について、決定後の開示とする。

(2) 秘密保持

本プロポーザルに関して開示した情報（公知の事実を除く。）を、本プロポーザル目的以外に使用又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならない。また、そのための必要な措置を講ずること。

(3) 契約不適合責任

本事業の引渡し完了後 1 年以内に提案内容、仕様書等との不一致及び不備が発見された場合は、無償で是正措置を行うこと。

(4) 再委託の禁止

優先交渉権者は、本事業を第三者に再委託してはならない。ただし、本事業の一部であって、かつ、書面により事前に申請し、市の承諾を得た場合は、この限りではない。

(5) 著作権の帰属

本プロポーザルにて提出された企画提案書等に係る著作権は、提案者に帰属する。また、企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うものとする。

(6) 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料又は維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、提案者が負うものとする。

(7) 費用弁償

本実施要領にて要求する書類の作成、提出及びプレゼンテーション等に要する費用は、すべて参加事業者の負担とする。

(8) 参加報酬

本プロポーザルに係る市からの参加報酬は、ないものとする。

(9) 参加辞退の場合

随意契約の相手方として決定されるまでは、参加を辞退することができる。辞退した者は、これを理由として以後の選定等に不利益な取扱いを受けるものではない。

ない。なお、辞退する場合は、速やかに参加辞退届（様式第7）によりその旨を届け出るものとする。

別表第 I

評価基準

評価項目		評価の視点	配点
I 業務実績及び経験	①リース役割を担う事業者の業務実績	過去5年間（令和2年4月1日から参加表明書の提出日までをいう。以下同じ。）に、国又は地方公共団体が発注した本事業と同種のリースによる公共施設（建築物）のLED化整備事業で賃貸借を開始した実績はどれだけあるか。	10
	②調査設計役割を担う事業者の業務実績	過去5年間に、国又は地方公共団体が発注した本事業と同種の公共施設（建築物）のLED化整備事業において、設計業務を受注又は調査設計役割として事業に参加した実績はどれだけあるか。	10
	③施工役割を担う事業者の業務実績	過去5年間に、国又は地方公共団体が発注した電気工事において、元請けとして工事を完了・引き渡した実績はどれだけあるか。	10
	④施工役割を担う事業者の業務担当者の実績	過去5年間に、国又は地方公共団体が発注した電気工事において、監理技術者、主任技術者又は現場代理人として配置された実績はどれだけあるか。	10
2 業務の提案内容	①施工の計画・品質	施設運営に支障がないように配慮した更新計画か。施工の品質を確保するための具体的な提案があるか。	10
	②地元事業者の活用	総事業費用のうち、市内に本店又は支店を置く事業者（元請、一次下請）が施工役割において負担する金額割合	20
	③環境対策・省エネ性能	現状からどれだけ電気料金や二酸化炭素排出量が削減される見込みなのか。	20
	④器具の選定方法	本市にとって有益性のある観点で機器選定を行っているか。	10
	⑤維持管理・保守の実施体制	不具合等が生じた際に、迅速に対応できる体制となっているか。	20
	⑥提案の独自性・優位性	提案内容に工夫がなされ独自性・優位性があるか。	20
	⑦事業コスト	提案に対して、コストが適正であるか。 配点×（全体の最低見積金額/当該見積金額）	60
合 計			200

別表第2 予想されるリスクと責任分担

リスクの種類		リスクの内容	負担者		
			本市	事業者	
共通	仕様書の誤り	業務容量の記載事項に重大な誤りのあるもの	○		
	安全性の確保	設計・工事・維持管理における安全性の確保		○	
	環境の保全	設計・工事・維持管理における環境の保全		○	
	制度の変更	税制の変更		○	
		法令・条例・許認可の変更		○	○
	事業の中止延期	本市の指示によるもの		○	
本市の不注意等による許可等の遅延によるもの			○		
事業者の入札参加停止、事業放棄、破綻、倒産によるもの				○	
設計段階・計画	不可抗力	天災等による設計変更・中止・延期	○	○	
	物価の変動	急激なインフレ・デフレ（設計費に対して影響のあるもののみを対象とする）	○	○	
	設計変更	本市の提示条件、指示の不備によるもの	○		
		事業者の指示、判断の不備によるもの		○	
応募コスト	応募コストの負担		○		
工事段階	第三者賠償	調査・工事における第三者への損害賠償義務		○	
	不可抗力	天災等による設計変更・中止・延期	○	○	
	物価の変動	急激なインフレ・デフレ（工事費に対して影響のあるもののみを対象とする）	○	○	
	立入許可	合理的な事由によらない場合であって、必要な施設への立入許可がおりない場合の事業未遂行	○	○	
	設計変更	本市の提示条件、指示の不備によるもの	○		
		事業者の指示・判断の不備によるもの		○	
	工事遅延・未完工	本市の責による工事遅延・未完工による引渡しの延期	○		
		事業者の責による工事遅延・未完工による引渡しの延期		○	
	工事費増大	本市の指示・承諾による工事費の増大	○		
		事業者の指示・判断によるもの		○	
性能	要求仕様不適合（施工不良含む）		○		
一時的損害	引渡し前に工事目的物に関して生じた障害		○		
	引渡し前に工事に起因し施設に生じた障害		○		
用地の確保	資材置き場の確保		○		
支払	金利の変動	金利の変動		○	
	支払遅延・不能	本市の責による、支払いの遅延・不能によるもの	○		
計測・検証	設備不良	設備が所定の性能を達成しない場合		○	
	電気料金単価の変動	電気料金単価の変動	○		
	エネルギーベースラインの調整	機器の使用状況、稼働率の顕著な変動や運転管理方法の顕著な変動	○		
上記以外の変動要因の場合		○	○		
保証関連	性能	要求仕様不適合（施工不良含む）		○	
		仕様不適合による施設・設備への損害、本市の施設運営、業務への障害		○	